

第 3 6 回総会議事録

<開催日> 令和 5 年 7 月 6 日（木曜）

<開催場所> 木更津市役所 朝日庁舎（会議室 A 1 A 2）

<会議に付した議案等>

日程第 1 議事録署名委員の指名

日程第 2 報告第 1 3 1 号～報告第 1 5 4 号

農地法第 3 条の 3 届出 8 件

農地法第 4 条届出 2 件

農地法第 5 条届出 1 4 件

日程第 3 報告第 1 5 5 号～報告第 1 6 5 号 農地の転用事実等に関する照会 1 1 件

日程第 4 報告第 1 6 6 号～報告第 1 7 0 号 農地法第 1 8 条第 6 項等通知 5 件

日程第 5 議案第 7 9 号～議案第 8 6 号 農地法第 3 条許可申請 8 件

日程第 6 議案第 8 7 号 農地買受適格証明願 1 件

日程第 7 議案第 8 8 号～議案第 9 9 号 農地法第 5 条許可申請 1 2 件

日程第 8 議案第 1 0 0 号 木更津市農用地利用集積計画の決定について 1 件
(令和 5 年度第 4 次計画分)

<出席委員>

1 番	山口 登志雄	2 番	山口 進	3 番	杉山 孝
4 番	竹内 和雄	5 番	齋藤 洋一	7 番	篠田 一男
8 番	平野 眞一	9 番	金子 一夫	10 番	地曳 功一
11 番	庄司 英実	12 番	江尻 幸子	13 番	高橋 勇
14 番	清水 宏益	15 番	林 憲司	16 番	吉田 和義
17 番	安藤 一男				

以上 16 人 出席

<遅刻委員> 無し

<欠席委員> 18 番 地曳 昭裕

<傍聴者> 無し

<事務局出席者>

事務局長	小高 幸男	係長	吉野 慶太	主任主事	杉沢 謙太郎
主任主事	角谷 春香				

〈午後 4 時 7 分開会〉

委員の皆様には、お忙しいところ、総会への出席を頂き、ありがとうございます。

それでは、ただ今から、第36回総会を開催いたします。
本日の出席委員は16名であり、会議は成立していることを報告いたします。
なお、議席18番地曳昭裕委員から欠席の届け出がありました。

本日の議事日程につきましては、既にお配りした議案書のとおりです。

それでは、日程に入ります。

日程第1 議事録署名委員の指名につきましては、議席1番山口登志雄委員と議席10番地曳功一委員を指名いたします。
書記には事務局職員、杉沢主任主事を任命いたします。

次に、日程第2 報告第131号から報告第154号、3ページから8ページの農地法第3条の3の届出8件、農地法第4条の届出2件、農地法第5条の届出14件についての報告でございます。

本件は、事務局長専決に基づくものであり、事務局長から報告を受け、これを受理したので報告いたします。

次に、日程第3 報告第155号から報告第165号、9ページから10ページの農地の転用事実等に関する照会11件についての報告でございます。

本件は、法務局や税務署より農地の現況や転用許可の有無等の照会に対して、調査結果等を報告するものであり、調査結果等につきましては、記載のとおりでございます。

次に、日程第4 報告第166号から報告第170号、11ページの農地法第18条第6項等の通知5件の報告でございます。

本件は、農地の賃借権及び使用貸借権を合意により解約を行ったものを報告するものであります。

農業委員会に提出のありました合意解約の通知については、記載のとおりでございます。

次に、日程第5 議案第79号から議案第86号、12ページから13ページの農地法第3条の許可申請8案件について、議題に供します。
事務局の説明を求めます。

議案第79号から議案第86号、農地法第3条許可申請8案件について、ご説明いたします。

なお、事務局説明後、地区担当委員の方からは、農地法第3条第2項の許可要件のうち該当する第1号の全部効率利用要件、第4号の農作業に常時従事する要件、第6号の権利を取得する農地が農地の集団化、農作業の効率化等、周辺地域における効率的かつ総合的な利用に関する要件等について、補足説明をお願いします。

初めに、議案第79号ですが、申請箇所は、3条位置図1の畔戸地先の農地になります。

本申請は既に君津市で営農している申請人が新たに本市へと営農を拡大させるために申請したものになります。

本申請に当たっては木更津市での営農は初めてということもあり、令和5年6月29日に事前審査会を開催しました。

その審査会の中で、君津市での営農状況を確認したところ、農業経験も長く、直売所等を通して販売をしているなど、農業の実績などについては問題なく、また木更津まで通うことについても、定年してからは時間的余裕も充分にあり、作物も大豆など比較的手のかからない作物をつくることで問題なく営農していけるとのことでした。今回の場所を、耕作できたら今後木更津市でも農地を拡大する意思もあるとのことから、事前審査会において申請について、問題はないと判断がされております。

事務局

続いて、議案第80号ですが、申請箇所は、3条位置図2の久津間地先の農地になります。
農業経営の一体化と効率化をはかる申請人の要望により、売買による所有権移転をするものです。

続いて、議案第81号ですが、申請箇所は、3条位置図3の井尻地先の農地になります。
農業経営拡張のため、贈与による所有権移転をするものです。

なお、当該申請地は以前より譲受人と譲渡人の間で賃借権設定がされてきた土地であり、今回話がまとまり無償での贈与となっております。

続いて、議案第82号ですが、申請箇所は、3条位置図4の下内橋地先の農地になります。
本申請は新たに農業経営を開始しようとする譲受人の要望により、賃借権設定をしようとするものであります。

本申請にあたり、令和5年6月29日に事前審査会を行いました。

申請人はこれまで農業の経験はありませんでしたが、これから農業をやっていききたいという思いから農業大学校にも通い、また農家の下での研修も受けたりと農業経験を着実に積んでおります。主に大学で学んだ露地野菜を中心に、農地を借りて営農していく計画であり、今後も農業を積みながら、経営を拡大したいとのことで、事前審査会でも申請に問題は無いと判断がされております。

続いて、議案第83号ですが、申請箇所は、3条位置図5の真里谷地先の農地になります。
農業経営拡張をはかる申請人の要望により、売買による所有権移転をするものです。

続いて、議案第84号ですが、申請箇所は、3条位置図6の根岸地先の農地になります。
農業規模拡張をはかる申請人の要望により、売買による所有権移転をするものです。

最後に、議案第85号及び86号ですが、申請箇所は3条位置図7の牛込地先の農地になります。

耕作地増のため譲渡人との間で協議が整い申請されたもので、売買による所有権移転をするものです。

なお、譲受人は令和4年6月6日の総会にて新規就農で有吉地先の農地5, 263㎡を水稻の目的で賃借権設定許可となりました。

ただ、その後担当地区の農業委員や推進委員等に伺っても、譲受人が耕作している状況は確認できておりません。また、農業の状況についても、収穫物(米)を納品しているのは別の方で、納品の領収書の宛名も別の方、その他雑費の購入費も別の方となっており、農業所得等の申告等もしていないと代理人から伺っており、現状ではどこにも譲受人が耕作している証拠がないことから、事務局職員がその旨を本人に確認したところ、実際には田植えと稲刈りを少し手伝った程度であり、年間従事日数は40日にも満たないとのことでした。

また本人曰く、前回の申請は農地を買うにあたって農家資格を取るために申請しただけであって、元々田んぼがやりたいのではなく、本当はイチゴをやりたいとのことでした。

さらに、今回の申請地についても、転用目的で別の土地を買う際に地権者からまとめて買ってほしいとの要望があったことから申請しているが、その土地で耕作する必要性から申請したのではないとのことでした。

以上のことから、前回申請された農地について自身が営農にほとんど携わっていないことから農地法第3条の許可基準である第3条2項1号に定める全部効率要件、3条2項4号に定める常時農作業従事要件を満たしておらず、また申請する面積が1万㎡を超える農地にもかかわらず、有効に耕作されない可能性が高く周辺農地への影響も考えられることから、本申請については許可基準を満たしていないと事務局は判断しております。それを踏まえましてご審議いただければと思います。

以上で、事務局の説明を終わります。

議長

続いて、地区担当委員から現地調査の結果、並びに補足説明をお願いします。
初めに、議案第79号について、篠田委員をお願いします。

篠田委員

議案第79号について、調査してまいりましたのでご説明いたします。本件は営農規模の拡大の為申請がされたものです。

篠田委員	先ほど事務局からもありましたが、先立って事前審査会を開催し、申請人の本市での営農計画について確認しました。 当該申請人は、現在君津市で農業を営んでおり、木更津市でも営農を拡大していきたいという思いから本申請を行ったそうです。 君津市での営農状況ですが、年間の農業従事日数は100日で、3,096㎡の農地を夫婦2人で耕作しているとのこと。農業機械はトラクター、耕うん機、田植え機等を所有しています。申請地の現況地目は畑で大豆を作付けする計画とのことで、近隣への悪影響を及ぼす恐れは無いと思われます。 君津市から畔戸まで距離が若干遠いので、本人が本当に通い続けられるのか疑念がありましたが、審査会で本人のやる気が十分確認できたことと、農地法第3条の許可基準は全て満たしていることから、本申請については適当として良いのではないかと考えます。 以上で説明を終わります。
議長	続いて、議案第80号について、担当委員の地曳昭裕委員が本日欠席ですが報告内容を事務局が預かっているため、代理で報告をお願いします。
事務局	議案第80号について、地曳昭裕委員からの報告を代理で事務局より行います。 本件は土地利用の効率化を図るため申請がされたものです。譲受人は現在■■歳、農業従事日数は年間約300日で、27,631㎡の農地を従業員含め家族3人で耕作しています。農業機械はショベル、フォークリフト、コンボ等を所有しており、自作地の全てについて耕作しています。 申請地は畑で観葉植物を植えるとのことで周辺の地域への支障を及ぼす恐れは無いと思われます。 以上のことから農地法第3条第2項の許可基準を満たしており、適当であると判断いたしました。 ご審議のほど、よろしくお願いします。
議長	続いて、議案第81号について、齋藤委員をお願いします。
齋藤委員	議案第81号についてご説明いたします。 本件は農業経営の拡大ため申請がされたものです。譲受人は現在■■歳、農業従事日数は年間約250日で、10,295㎡の農地を夫婦2人で耕作しています。農業機械はトラクター・耕うん機・農用トラック等を所有しており、自作地の全てについて耕作しています。 申請地は畑で露地野菜を作付けするとのことで周辺の地域への支障を及ぼす恐れは無いと思われます。 以上のことから農地法第3条第2項の許可基準を満たしており、適当であると判断いたしました。 ご審議のほど、よろしくお願いします。
議長	続いて、議案第82号及び83号について、金子委員をお願いします。
金子委員	議案第82号についてご説明いたします。 本件は農業経営開始のため申請がされたものです。先ほど事務局から説明があったとおり、本申請にあたり、6月29日に事前審査会を行いました。当該申請人は、この3月まで農業大学校に通っており、卒業したばかりです。 農業学校に通っていたとはいえ、技術についてはまだ実践経験が少ないことから、まずはこの土地を賃借するところから始め、実績が伴ってきたら更に農地を拡大していこう、という計画でした。 機械類については、実家が農家だったこともあり、使える機材はそれを使用し、足りない分については、近隣の方から借りたり、規模を拡大していくにつれ、購入していく予定です。

金子委員

今回の申請地では、人参・キャベツ・玉ねぎなどの露地野菜を作付けする計画で、周辺農地へ悪影響を及ぼす恐れはないと思われます。

以上のことから農地法第3条第2項の許可基準を満たしており、適当であると判断いたしました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

続いて議案第83号についてご説明いたします。

本件は農業経営の拡張のため申請がされたものです。譲受人は現在■■歳、農業従事日数は年間約150日で、16,645㎡の農地を1人で耕作しています。農業機械は耕うん機・田植え機・バインダー等を所有しており、自作地の全てについて耕作しています。

申請地は畑で柿を作付けするとのことで周辺の地域への支障を及ぼす恐れは無いと思われます。

以上のことから農地法第3条第2項の許可基準を満たしており、適当であると判断いたしました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

続いて、議案第84号について、林委員お願いします。

林委員

議案第84号についてご説明いたします。

本件は規模拡大のため申請がされたものです。譲受人は現在■■歳、農業従事日数は年間約150日で、12,512㎡の農地を夫婦2人で耕作しています。農業機械はトラクター・耕うん機・田植え機等を所有しており、自作地の全てについて耕作しています。

申請地は田で水稻を植えるとのことで周辺の地域への支障を及ぼす恐れは無いと思われます。

以上のことから農地法第3条第2項の許可基準を満たしており、適当であると判断いたしました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

続いて、議案第85号及び86号について、高橋委員お願いします。

高橋委員

議案第85号及び86号について申請人が同一の为一括でご説明いたします。

本件は耕作地増のため申請がされたものです。

当該申請人が農地法第3条の許可要件を満たしているかどうかについて、許可基準に沿って説明します。

まず、農地法第3条第2項1号の全部利用効率要件についてですが、事務局から説明があったとおり、有吉地区の担当委員に確認したところ、耕作している様子は見受けられないとのことでした。

次に、農地法第3条第2項4号の従事日数についてですが、事務局の説明があったとおり、本人が今回申請における作物の標準日数を満たしているとは考えにくいと思います。

次に、農地法第3条第2項6号の周りの農地への影響ですが、申請人が所有権移転を考えている田ですが、現況は畔をとばらった1枚の大きな田であり、その真ん中を所有権移転しようとしています。

現在の耕作者はこれまでスムーズに耕作できていたところが、そこを避けるように作業する必要性が出てくるため、明らかに作業効率の下がり、悪影響であると考えられます。

以上のことから、申請人は農地法第3条第2項1号、2項4号および2項6号の許可基準を満たしていないため、本申請については不許可相当と考えます。

議長

以上で、説明が終わりました。なお、議案第85号及び86号について事務局及び担当委員から許可基準を満たしていないとの説明がありました。よって、この議案の審議、質疑応答及び採決については別に行うものいたします。

議長	それではまず、議案第79号から84号について、事務局、並びに地区担当委員の説明について、質問・意見等がございましたら、お願いします。 ご意見等も無いようですので、採決にうつります。 議案第79号から84号の6案件について、一括で採決したいと思います、ご異議はございませんか。 〈 異議無しの声 〉 ご異議も無いようですので、採決いたします。 3条議案第79号から84号の許可申請について、許可に賛成の方は、挙手願います。 〈 全員挙手 〉 挙手全員であります。よって、3条議案第79号から84号については許可と決定いたします。 次に、議案第85号及び86号について、事務局、並びに地区担当委員の説明について、質問・意見等がございましたら、お願いします。
清水委員	はい
議長	清水委員、どうぞ。
清水委員	申請者の保有する農機具などはあるのでしょうか。
事務局	事務局から説明いたします。前回申請時に行われた事前審査会で、所有する農機具について確認したところ、土地を貸してくれる地権者の方の農機具を借りて使うとのことでありました。その後、自分で農機具を買ったなどの報告はありません。
清水委員	先程の説明の中で一段の農地の真ん中を買おうとしているとありましたが、具体的に教えてください。
事務局	(プロジェクターを示しながら)この田んぼは畔などが無い状態の一枚の大きな田んぼになっていますが、申請者はこの真ん中の部分を買おうとしています。現在は大きな一枚の田んぼになっていますので、機械なども問題なく使えますが、申請者が真ん中の部分を購入してしまうと、農地の分断が起こります。
清水委員	境界も決めてないですね。
事務局	そうですね。境界杭も存在しておりませんし、測量をするとなると費用もかかってくると思います。
議長	他にありますか。
吉田委員	はい
事務局	吉田委員、どうぞ。
吉田委員	農地を引き受けた方も問題ですが、農地の出し手の方の問題もありますね。出し手の方は手放したくてしょうがないわけですね。今後はどうするのでしょうか。

事務局	この土地は相続された土地で、先代は農業をしていたんですが、相続人は農業をやっておりません。相続人は他の土地で転用が出来るような場所を売る際に、農地を含むすべての土地を買ってほしいとお願いをして、それを申請人が受けた形です。今後の話となると難しいのですが、現在周りで耕作をしている人がいるので、その人たちに斡旋していくのがいいのかなと思います。申請人はバーベキュー場にしたいなど農業の目的でないとも言っていますので、きちんと耕作ができる方に渡るようにしたいです。
安藤会長	ここは農業振興地域ですね。
事務局	はい、農業振興地域で1種農地であり転用は原則認められません。それも申請者に伝えていますが、なかなか理解してくれません。
吉田委員	農業委員会から地権者に斡旋をするというのはどうなのでしょう。
事務局	こちらから個人の方に対してというのはなかなか難しいですが、例えば今後の地域計画の中で地域としてどうしていくかという中で、話をしていくなどのことはできるかもしれません。
議長	他に、ご意見等も無いようですので、採決にうつります。 議案第85号及び86号の2案件について、一括で採決したいと思いますが、ご異議はございませんか。 〈 異議無しの声 〉 ご異議も無いようですので、採決いたします。 3条議案第85号及び86号の許可申請について、不許可とすることに賛成の方は、挙手願います。 〈 全員挙手 〉 挙手全員であります。 よって、3条議案第85号及び86号については不許可と決定いたします。 次に、日程第6 議案第87号、14ページの、農地買受適格証明願1案件について、議題に供します。事務局の説明を求めます。
事務局	議案第87号の農地買受適格証明願について、ご説明いたします。 競売や公売により農地を取得するため、買受けの申出をすることができる者は、農業委員会又は県知事の買受適格証明書の交付を受けたものに限られており、今回の案件は耕作目的での買受のため、願い出人が適格者か否か農地法第3条許可基準に添ってご審議いただくのであります。 また、事務処理の迅速化を図るため、この買受証明書の交付を受けた者が、売却決定通知を交付された買受人となった場合に、後日、農地法の許可申請が提出され、その申請書の内容が、当該証明書の交付時と事情が異なっていないと会長が認めた時は、許可する旨の付帯決議も併せてお願いするものであります。 それでは申請内容について、ご説明いたします。 当該農地ですが、買受適格証明願位置図の、真里谷地先の農地となっております。 木更津県税事務所が公売に付した物件の権利を取得し、農業経営の拡張を図るため申請がされたものです。願い出人は、市内在住で、営農計画ではきゅうり・ナスなどの露地野菜を作付けする計画となっております。入札期間、見積価額等については、議案書の備考欄に記載のとおりでございます。

事務局

なお、本土地についてですが、以前太陽光発電施設用地として農地法第5条許可がされまして所有権移転をしたにもかかわらず、今日まで太陽光の施設が建つことは無く、そのまま農地になっております。現在許可を受けた事業者は実態がない状態であり、今回当事業者の滞納整理の一環から木更津県税事務所が公売に付したものであります。

以上で、事務局の説明を終わります。

議長

続いて、地区担当委員の金子委員から現地調査の結果、並びに補足説明をお願いします。

金子委員

議案第87号について、調査してまいりましたのでご説明いたします。

申請者は、現在■■歳、農業従事日数は年間約100日、949㎡の農地を申請人が主に耕作しております。

本件の経緯については先ほど事務局から説明があったとおりですので、私の方からは現地調査の結果をお伝えします。

現地調査の結果、当該申請地については、申請人の自宅のすぐ隣であり、申請人が既に畑として利用していることが確認できました。今後の作付け計画ですが、きゅうりやなすを作付けする予定とのことで、周辺農地に影響を及ぼす恐れはないと思われます。

以上のことから農地法第3条第2項の許可基準を満たしており、農地買受適格者として適当であると判断いたしました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

以上で、説明が終わりました。ただ今の事務局、並びに地区担当委員の説明について、質問・意見等がございましたら、お願いします。

ご意見等も無いようですので、採決いたします。

議案第87号農地買受適格証明願について、農地買受適格証明書を交付することについて賛成の方は、挙手願います。

〈 全員挙手 〉

挙手全員であります。よって、申請者に、農地買受適格証明書を交付することに、決定いたしました。

なお、本証明書の交付を受け、売却決定通知書を交付され買受人となり、その買受人より農地法第3条の規定による所有権移転許可申請書の提出があった場合においては、本証明書の交付時と事情が異なっていないと認めた場合、許可する旨の付帯決議をしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〈 異議無しの声 〉

ご異議もないようですので、採決いたします。付帯決議に賛成の方は挙手願います。

〈 全員挙手 〉

挙手全員であります。

よって、売却決定通知書を交付された買受人として、農地法第3条の規定による、所有権移転許可申請書の提出があった場合において、本証明書の交付時と事情が異なっていないと認めた場合、許可することに決定いたしました。

次に、日程第7 議案第88号から第99号、15ページから17ページの、農地法第5条の許可申請12案件について、議題に供します。

事務局の説明を求めます。

議案第88号から議案第99号、農地法第5条許可申請の12案件について、ご説明いたします。

初めに、議案第88号から92号ですが、申請箇所は、転用位置図5-1の長須賀地先の農地になります。

申請目的は、建売分譲住宅として転用するもので、転用を伴う所有権移転の許可申請となります。農地区分については、第2種農地と判断しました。

次に、一般基準について、ご説明いたします。

資金計画ですが、建設費等の費用は約■■■■■万円となっており、それに対し借入金で賄う計画であり、金融機関の融資証明書により確認済です。転用行為の支障となる権利者はありません。事業完了予定ですが、令和6年3月を予定しております。

最後に、他法令の関係ですが、開発に係る事前協議事前同意書も添付され、問題ないものと思われます。

次に、議案第93号及び94号ですが、申請箇所は、転用位置図5-2の高柳地先の農地になります。

申請目的は、建売分譲住宅として転用するもので、転用を伴う所有権移転の許可申請です。農地区分については、南側に大きな住宅地があり道路で区切られた画地の宅地化率が40%を超えた場所であることから、第3種農地と判断しました。

次に、一般基準について、ご説明いたします。

資金計画ですが、建設費等の費用は約■■■■■万円となっており、それに対し借入金で賄う計画であり、金融機関の融資証明書により確認済です。転用行為の支障となる権利者はありません。事業完了予定ですが、令和6年12月の完成を予定しております。

最後に、他法令の関係ですが、開発に係る事前協議事前同意書も添付され、問題ないものと思われます。

次に、議案第95号ですが、申請箇所は、転用位置図5-3の上根岸地先の農地になります。

申請目的は、太陽光発電施設として転用するもので、転用を伴う所有権移転の許可申請です。農地区分については、第2種農地と判断しました。

次に、一般基準について、ご説明いたします。

資金計画ですが、建設費等の費用は■■■万円となっており、それに対し自己資金で賄う計画であり、金融機関の残高証明書により確認済です。転用行為の支障となる権利者はありません。事業完了予定ですが、許可後6カ月の完成を予定しております。

最後に、電力売買に係る契約書なども添付され、問題ないものと思われます。

次に、議案第96号ですが、申請箇所は、転用位置図5-4の下郡地先の農地になります。

申請目的は、太陽光発電施設として転用するもので、転用を伴う所有権移転の許可申請です。農地区分については、第2種農地と判断しました。

次に、一般基準について、ご説明いたします。

資金計画ですが、建設費等の費用は■■■万円となっており、それに対し自己資金で賄う計画であり、金融機関の残高証明書により確認済です。転用行為の支障となる権利者はありません。事業完了予定ですが、許可後6カ月の完成を予定しております。

最後に、電力売買に係る契約書なども添付され、問題ないものと思われます。

次に、議案第97号ですが、申請箇所は、転用位置図5-5の下郡地先の農地になります。

申請目的は、太陽光発電施設として転用するもので、転用を伴う所有権移転の許可申請です。農地区分については、第2種農地と判断しました。

次に、一般基準について、ご説明いたします。

資金計画ですが、建設費等の費用は■■■万円となっており、それに対し自己資金で賄う計画であり、金融機関の残高証明書により確認済です。転用行為の支障となる権利者はお

事務局

せん。事業完了予定ですが、許可後6カ月の完成を予定しております。
最後に、電力売買に係る契約書なども添付され、問題ないものと思われます。

次に、議案第98号及び99号ですが、申請箇所は、転用位置図5-6の下郡地先の農地になります。

申請目的は、太陽光発電施設として転用するもので、転用を伴う所有権移転の許可申請です。農地区分については、第2種農地と判断しました。

次に、一般基準について、ご説明いたします。

資金計画ですが、建設費等の費用は■■■■万円となっており、それに対し自己資金で賄う計画であり、金融機関の残高証明書により確認済です。転用行為の支障となる権利者はおりません。事業完了予定ですが、許可後6カ月の完成を予定しております。

最後に、電力売買に係る契約書なども添付され、問題ないものと思われます。
以上で事務局の説明を終わります。

議長

続いて、地区担当委員から 現地調査の結果、並びに補足説明をお願いします。
初めに、議案第88号から92号について、山口進委員をお願いします。

山口進委員

議案第88号から92号について、申請地の調査及び転用事業者から事情聴取をしてまいりましたので、周辺農地の営農条件への支障について、許可基準にそって、順次ご説明いたします。

まず、土砂の流出、崩壊の恐れについてですが、周囲をコンクリート擁壁で囲うため土砂の流出等は起きないと思われます。

次に、農業用の用排水施設への支障についてですが、新設する浄化槽で処理した後に雨水とともに地先排水路へ放流する計画のため問題は生じないと思われます。

次に、申請地が集団的に存在する農地について、分断する恐れはないかですが、周辺に農地は無いため問題はないと思われます。

次に、周辺農地における日照、通風等の支障についてですが、周辺に農地は無いため、問題はないと思われます。

最後に、農道等の機能に支障を及ぼす恐れですが、農道は使用しないため問題ないと思われます。

以上のことから、周辺農地の営農条件への支障についての転用許可基準を満たすものと思われますので、当該申請は適当と判断いたしました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

続いて、議案第93号及び94号については、私から説明いたします。

安藤委員

議案第93号及び94号について、申請地の調査及び転用事業者から事情聴取をしてまいりましたので、周辺農地の営農条件への支障について、許可基準にそって、順次ご説明いたします。

まず、土砂の流出、崩壊の恐れについてですが、周囲をコンクリート擁壁で囲うため土砂の流出等は起きないと思われます。

次に、農業用の用排水施設への支障についてですが、新設する浄化槽で処理した後に雨水とともに地先排水路へ放流する計画のため問題は生じないと思われます。

次に、申請地が集団的に存在する農地について、分断する恐れはないかですが、道路事情がよく、耕作に支障は起こらないと思われるため問題はないと思われます。

次に、周辺農地における日照、通風等の支障についてですが、隣接する農地はないため、問題はないと思われます。

最後に、農道等の機能に支障を及ぼす恐れですが、農道は使用しないため問題ないと思われます。

以上のことから、周辺農地の営農条件への支障についての転用許可基準を満たすものと思

安藤委員

われますので、当該申請は適当と判断いたしました。
ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

続いて、議案第95号から99号について、林委員お願いします。

林委員

まず議案第95号について、申請地の調査及び転用事業者から事情聴取をしまして、周辺農地の営農条件への支障について、許可基準にそって、順次ご説明いたします。

まず、土砂の流出、崩壊の恐れについてですが、盛土はおこなわないため土砂の流出等は起きないと思われま

す。次に、農業用の用排水施設への支障についてですが、排水は無く、雨水は自然浸透により処理するため問題は生じないと思われま

す。次に、申請地が集団的に存在する農地について、分断する恐れはないかですが、周辺に営農中の農地は無いため問題はないと思われま

す。次に、周辺農地における日照、通風等の支障についてですが、周辺に営農中の農地は無いため、問題はないと思われま

す。最後に、農道等の機能に支障を及ぼす恐れですが、農道は使用しないため問題ないと思われま

す。以上のことから、周辺農地の営農条件への支障についての転用許可基準を満たすものと思われま

す。次に議案第96号について、申請地の調査及び転用事業者から事情聴取をしまして、周辺農地の営農条件への支障について、許可基準にそって、順次ご説明いたします。

まず、土砂の流出、崩壊の恐れについてですが、盛土はおこなわないため土砂の流出等は起きないと思われま

す。次に、農業用の用排水施設への支障についてですが、排水は無く、雨水は自然浸透により処理するため問題は生じないと思われま

す。次に、申請地が集団的に存在する農地について、分断する恐れはないかですが、一団の農地の端に位置するため問題はないと思われま

す。次に、周辺農地における日照、通風等の支障についてですが、緩衝帯を設けて、隣接農地へ日照の影響を与えないようにするため、問題はないと思われま

す。最後に、農道等の機能に支障を及ぼす恐れですが、農道は使用しないため問題ないと思われま

す。以上のことから、周辺農地の営農条件への支障についての転用許可基準を満たすものと思われま

す。次に議案第97号から99号について、転用事業者が異なりますが、申請地が隣接しており、周辺農地の営農条件が同一のため、一括してご説明いたします。

まず、土砂の流出、崩壊の恐れについてですが、盛土はおこなわないため土砂の流出等は起きないと思われま

す。次に、農業用の用排水施設への支障についてですが、排水は無く、雨水は自然浸透により処理するため問題は生じないと思われま

す。次に、申請地が集団的に存在する農地について、分断する恐れはないかですが、周辺に農地は無いため問題はないと思われま

す。次に、周辺農地における日照、通風等の支障についてですが、周辺に農地は無いため、問題はないと思われま

す。最後に、農道等の機能に支障を及ぼす恐れですが、農道は使用しないため問題ないと思われま

す。それと付け加えさせていただきますが、この周辺には数軒の民家がございます。また、生活用道路が周りを囲っています。事業者には地域とトラブルにならないように工事や管理をお願いできればと思います。

林委員	以上のことから、周辺農地の営農条件への支障についての転用許可基準を満たすものと思われますので、当該申請は適当と判断いたしました。 ご審議のほど、よろしくお願いします。
議長	以上で、説明が終わりました。 ただ今の事務局、並びに地区担当委員の説明について、質問・意見等がございましたら、お願いします。 ご意見等も無いようですので、議案第88号から第99号の12案件について、一括で採決したいと思います。ご異議はございませんか。 〈 異議無しの声 〉 ご異議も無いようですので、採決いたします。 議案第88号から第99号の農地法第5条の許可申請12案件について、許可に賛成の方は、挙手願います。 〈 全員挙手 〉 挙手全員であります。 よって、議案第88号から第99号は、許可相当として知事に意見書を送付いたします。 次に、日程第8 議案第100号、18ページから51ページの木更津市農用地利用集積計画の決定について、令和5年度第4次計画分を、議題に供します。 事務局の説明を求めます。
事務局	議案第100号、木更津市農用地利用集積、令和5年度第4次計画の決定について、ご説明いたします。 本案件は、令和5年6月28日付けで、木更津市長から農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、当該計画の決定を求められているものであります。 それでは、議案書の利用明細書に沿って、ご説明いたします。 今回の計画は、計画1から113となっております。 なお今回は、これまで農協を介して貸借権設定していた牛込地区の農地の契約期間が満了となったため、今後は中間管理機構を介して貸借権設定するために農林水産課が主導となって申請したものが100件以上あるため、件数が多くなっております。 利用目的及び利用権設定期間ですが、スクリーンに表示されておりますように、計画48の一部の2筆、計画49、計画53の一部の1筆、計画60の一部の1筆、計画77の一部の1筆、及び計画85の一部の3筆について、利用目的が露地野菜、権利設定期間は使用貸借10年となっており、計画111が利用目的が施設野菜、貸借権で20年の期間設定、計画112が利用目的が水稻、貸借権で5年の期間設定、計画113が利用目的が水稻、使用貸借権で10年の期間設定、それ以外の計画番号のものはすべて、利用目的が水稻、貸借権で10年の期間設定となっております。 計画合計数は、貸借権、使用貸借権合わせて289筆、面積が233, 423平方メートルとなっております。 以上で、事務局の説明を終わります。
議長	続いて、地区担当委員から現地調査の結果、並びに補足説明をお願いします。 初めに、計画1番から40番について、高橋委員をお願いします。
高橋委員	まず、計画番号1番から33番まで借り受ける者が同一のため、まとめて説明します。

高橋委員

本件は、農業経営の拡張を図るにあたり、当該農地を新規に借り受けるものです。
利用権の設定を受ける者の備えるべき要件についてですが、スクリーンに映し出されているとおり、耕作している農用地の面積、農作業従事日数、農機具の保有状況等から効率的に利用するものと思われます。
申請地の現況は田で、水稻を作付けすることです。
以上のことから、借受人は利用権の設定を受ける者の備えるべき要件を満たしており、問題ないものと思われます。

続いて、計画番号34番から38番まで借り受ける者が同一のため、まとめて説明します。
本件は、農業経営の拡張を図るにあたり、当該農地を新規に借り受けるものです。
利用権の設定を受ける者の備えるべき要件についてですが、スクリーンに映し出されているとおり、耕作している農用地の面積、農作業従事日数、農機具の保有状況等から効率的に利用するものと思われます。
申請地の現況は田で、水稻を作付けすることです。
以上のことから、借受人は利用権の設定を受ける者の備えるべき要件を満たしており、問題ないものと思われます。

続いて、計画番号39番及び40番について借り受ける者が同一のため、まとめて説明します。
本件は、農業経営の拡張を図るにあたり、当該農地を新規に借り受けるものです。
利用権の設定を受ける者の備えるべき要件についてですが、スクリーンに映し出されているとおり、耕作している農用地の面積、農作業従事日数、農機具の保有状況等から効率的に利用するものと思われます。
申請地の現況は田で、水稻を作付けすることです。
以上のことから、借受人は利用権の設定を受ける者の備えるべき要件を満たしており、問題ないものと思われます。
ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

続いて、計画41番及び42番について、篠田委員お願いします。

篠田委員

計画番号41番及び42番について借り受ける者が同一のため、まとめて説明します。
本件は、農業経営の拡張を図るにあたり、当該農地を新規に借り受けるものです。
利用権の設定を受ける者の備えるべき要件についてですが、スクリーンに映し出されているとおり、耕作している農用地の面積、農作業従事日数、農機具の保有状況等から効率的に利用するものと思われます。
申請地の現況は田で、水稻を作付けすることです。
以上のことから、借受人は利用権の設定を受ける者の備えるべき要件を満たしており、問題ないものと思われます。
ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

続いて、計画43番から110番については、私から説明します。

安藤委員

計画番号43から110番について、借り受ける者が同一であるため、まとめて説明いたします。
本件は、農業経営の拡張を図るにあたり、当該農地を新規に借り受けるものです。
利用権の設定を受ける者の備えるべき要件についてですが、スクリーンに映し出されているとおり、耕作している農用地の面積、農作業従事日数、農機具の保有状況等から効率的に利用するものと思われます。
今回の申請地では、田では水稻を、畑では露地野菜を作付けする計画です。
以上のことから、借受人は利用権の設定を受ける者の備えるべき要件を満たしており、問題

安藤委員	ないものと思われます。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	続いて、計画111番について、清水委員お願いします。
清水委員	計画番号111番について説明します。 本件は、農業経営の拡張を図るにあたり、当該農地を新規に借り受けるものです。 利用権の設定を受ける者の備えるべき要件についてですが、スクリーンに映し出されているとおり、耕作している農用地の面積、農作業従事日数、農機具の保有状況等から効率的に利用するものと思われます。 申請地の現況は畑で、いちごを作付けすることです。 以上のことから、借受人は利用権の設定を受ける者の備えるべき要件を満たしており、問題ないものと思われます。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	続いて、計画 112番及び113番について、林委員お願いします。
林委員	まず、計画番号112番について説明します。 本件は、農業経営の拡張を図るにあたり、当該農地を新規に借り受けるものです。 利用権の設定を受ける者の備えるべき要件についてですが、スクリーンに映し出されているとおり、耕作している農用地の面積、農作業従事日数、農機具の保有状況等から効率的に利用するものと思われます。 申請地の現況は田で、水稻を作付けすることです。 以上のことから、借受人は利用権の設定を受ける者の備えるべき要件を満たしており、問題ないものと思われます。 次に計画番号113番について説明します。 本件は、農業経営の拡張を図るにあたり、当該農地を新規に借り受けるものです。 利用権の設定を受ける者の備えるべき要件についてですが、スクリーンに映し出されているとおり、耕作している農用地の面積、農作業従事日数、農機具の保有状況等から効率的に利用するものと思われます。 申請地の現況は田で、水稻を作付けすることです。 以上のことから、借受人は利用権の設定を受ける者の備えるべき要件を満たしており、問題ないものと思われます。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	以上で、説明が終わりました。 ただ今の事務局、並びに地区担当委員の説明について、質問・意見等がございましたら、お願いします。 ご意見等も無いようですので、採決いたします。 なお、本案件の第4次計画分には、■■委員にかかる計画がありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の議事参与の制限により、■■委員は退席をお願いします。 《 高橋委員 退席 》 議案第100号木更津市農用地利用集積計画の決定について、令和5年度第4次計画分を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。 〈 全員挙手 〉

挙手全員であります。

よって、議案第100号は、原案のとおり決定しましたので、市長宛にその旨を回答するものといたします。

それでは、退席されております■■■委員には、お戻り願います。

《 ■■■委員 着席 》

以上で、本日の報告事項並びに議案の審議は、全て終了いたしました。

これをもちまして、第36回総会を閉会といたします。

なお、終了時間は、午後5時8分であります。

長時間にわたり、ご苦勞さまでした。

以上をもって議事の顛末を記載し、相違ないことを証するため署名する。

令和5年7月6日

議 長 安 藤 一 男

議事録署名委員 地 曳 功 一

山 口 登志雄